



令和2年12月22日

公立学校施設における木材利用状況に関する調査結果について

文部科学省では、公立学校施設における木材の利用状況について調査を実施しています。このたび、令和元年度における調査結果を取りまとめましたので公表します。

1. 調査内容

- 調査対象：全国の公立学校施設（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）
- 調査項目：（１）木造施設の整備状況及び非木造施設における内装木質化の状況
（２）学校施設の木材使用量

2. 調査結果の概要（別紙１）

- 令和元年度に新しく建築された全ての学校施設 823 棟のうち、508 棟（61.7%）が木材を使用。うち、木造施設は 186 棟（22.6%）、非木造施設で内装木質化を実施した施設が 322 棟（39.1%）であった。
- 令和元年度に整備された学校施設では、44,978 m³の木材を使用。うち、17,510 m³（38.9%）が木造施設で、27,468 m³（61.1%）が非木造施設の内装木質化等において使用された。

3. 文部科学省における木材利用推進の取組（別紙２）

- 本調査結果を受けて、各地方公共団体に対して公立学校施設における木材利用の促進に関する通知文を发出
- 引き続き木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助を実施
- 関係省庁と連携を図りながら、講習会等様々な機会をとらえて木材を活用した学校施設づくりを普及・啓発

4. ホームページへの掲載について

調査結果については、文部科学省のホームページ「学校施設における木材利用」に掲載しています。

(URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/mokuzai/1412339_00003.html)

<担当>

大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 森井、辻本
電話：03-5253-4111（代表）（内線 2078）
03-6734-2078（直通）

公立学校施設における木材利用状況に関する調査結果（概要）

1. 令和元年度に新しく建築された学校施設の状況

令和元年度に新しく建築された全ての学校施設 823 棟のうち、508 棟（61.7%）が木材を使用。うち、木造施設は 186 棟（22.6%）、非木造施設で内装木質化を実施した施設が 322 棟（39.1%）であった。

	新しく建築された学校施設	
非木造	637 棟	77.4%
うち内装木質化(A)	322 棟	39.1%
木造(B)	186 棟	22.6%
木材を使用(A+B)	508 棟	61.7%
全事業	823 棟	100.0%

※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

2. 令和元年度に整備された学校施設の木材使用量

令和元年度に新しく建築された学校施設及び改修を行った学校施設では、44,978 m³の木材を使用。うち、17,510 m³（38.9%）が木造施設で、27,468 m³（61.1%）が非木造施設の内装木質化等において使用された。

	木材使用量	うち国産材使用量	
木造	17,510 m ³ (38.9%)	14,433 m ³	82.4%
非木造	27,468 m ³ (61.1%)	13,761 m ³	50.1%
合計	44,978 m ³ (100.0%)	28,194 m ³	62.7%

※ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

3. 木造施設及び内装木質化の事例

木造施設の事例



青森県 板柳町立板柳中学校



茨城県 牛久市立ひたち野うしく中学校

内装木質化の事例



福島県 相馬市立日立木小学校



兵庫県 姫路市立別所小学校

【参考1】令和元年度に新しく建築された木造施設の整備状況及び非木造施設の内装木質化の状況（学校種別）

（単位：棟）

	幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
全施設数	69	366	188	35	103	0	62
うち木造施設数 (木造施設数/全施設数)	20 (29.0%)	67 (18.3%)	51 (27.1%)	5 (14.3%)	27 (26.2%)	0 (—)	16 (25.8%)
うち非木造施設数	49	299	137	30	76	0	46
うち内装木質化数 (内装木質化数/全施設数)	21 (30.4%)	158 (43.2%)	76 (40.4%)	17 (48.6%)	34 (33.0%)	0 (—)	16 (25.8%)

【参考2】令和元年度に新しく建築された学校施設の主な用途

（単位：棟）

	全施設	木造施設	非木造施設	
			内装木質化あり	内装木質化なし
校舎・園舎	395	59	213	123
屋内運動場	94	10	71	13
武道場	23	4	16	3
寄宿舎	41	34	2	5
その他※	270	79	20	171
計	823	186	322	315

※その他：倉庫、屋外便所、部室、プール付属室等

【参考3】全木造施設数（令和元年5月1日時点）

- ・全施設数：369,250棟
- ・うち木造施設数：33,213棟（9.0%）

文部科学省における学校施設への木材利用について

学校施設への木材利用の主な効果と意義

○学習環境の改善

- ・柔らかく温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成。
- ・森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用。

○地場産業の活性化

- ・地域材や地場の職人の技術の活用による、地域経済の活性化や地場産業の振興。

○地球環境の保全

- ・鉄やアルミニウム等に比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない。
- ・炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与。

○地域の風土や文化への調和

- ・学校づくりを通じた、地域とのコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供。

文部科学省における木材利用推進の取組

(1) 主な取組

ア 木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助

「新增築事業」、「改築事業」、「大規模改造事業」等において、公立学校施設の木造化及び内装木質化の補助を行っている。

国庫負担率及び交付金の算定割合

- ・ 新增築… 1 / 2 (原則)
- ・ 改築、大規模改造等… 1 / 3 (原則)

☆①②により、補助単価を最大 7.5%加算。

①環境を考慮した学校施設 (エコスクール・プラス) として認定を受けて床や壁等を木の仕上げとする場合、補助単価を 2.5%加算。

②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を 5.0%加算。

「エコスクール・プラス」において農林水産省・国土交通省との連携を図り、各省の補助事業^{*}の優先採択などの支援を受けられるよう措置。

^{*}農林水産省「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」

国土交通省「サステナブル建築物等先導事業 (木造先導型)」など

イ 木の学校づくり先導事業の実施

学校設置者等が、建築基準法改正により規制緩和された木造 3 階建て等の大規模木造校舎や、平成 26 年度に改正された木造校舎の構造設計に関する JIS 規格を活用した校舎、CLT を用いた木造校舎等を整備する先導的な取組 (平成 27 年度～29 年度において事業採択済み) に対して財政支援を実施。

【初年度】木造建築の専門家等を交え、基本計画策定のためのワークショップ等を実施

【2 年目】初年度に実施したワークショップ等の結果を踏まえ、基本設計と実施設計を実施

【3 年目】実施設計に基づき、木材を活用した学校施設を整備

ウ 木材を活用した学校施設に関する講習会の開催

平成 11 年度より行政関係者等を対象に実施していた「木材を活用した学校施設づくり講習会」を、令和 2 年度においては「2020 文教施設セミナー」とあわせて開催。

- 令和 2 年度の開催地・・・東京都（11 月 6 日） ※オンライン同時配信

エ 学校施設へ木材を活用するための手引書及びパンフレットの作成・配布

- 学校施設への木材活用のための手引きとして「早わかり木の学校」を作成（平成 19 年度）。
- 地方公共団体向けに、木材活用事例集「こうやって作る木の学校」を林野庁と共同で作成（平成 22 年度）。
- 全国の木の学校の中から、近年作られた特色ある学校を紹介した「全国に広がる木の学校～木材利用の事例集～」を作成（平成 26 年度）。
- 木造 3 階建て校舎の整備にあたり、建築基準法改正の主なポイントをイラストや写真等を用いて紹介した「木の学校づくりー木造 3 階建て校舎の手引ー」を作成（平成 27 年度）。
- エコスクールとして内装木質化を実施した学校を紹介したパンフレット「エコスクールー環境を考慮した学校施設の整備推進ー」を作成（平成 29 年度）。
- 学校施設における木材利用が一層促進されるよう、「木の学校づくりーその構想からメンテナンスまでー」を改訂（平成 30 年度）。
- 学校施設等の木材利用における CLT 等の新たな木質部材の利用促進の一つとして、CLT を活用した学校施設等の事例を取りまとめた「木の学校づくり 学校施設等の CLT 活用事例」を作成（令和元年度）。

オ 木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）の改正

「木造校舎の構造設計標準の在り方に関する検討会」（座長：長澤悟 東洋大学名誉教授）における議論を踏まえ、木造の設計経験のない技術者でも比較的容易に木造校舎の計画・設計等が行えるよう、また、近年の学校施設に求められる機能や性能等が確保できるものとなるよう、JIS A 3301 を改正。

また、改正の考え方や実験データ、留意事項、具体的な設計例及び構造計算例等を取りまとめた技術資料を作成（平成 26 年度）。

カ 木材利用促進に関する通知の発出

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく「公立建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」が、CLT 等の新たな木質部材の積極的活用の観点等から変更されたため、各都道府県教育委員会等に対し、学校施設における木材利用の促進について、要請・周知する通知を発出（平成 29 年度）。
- 本調査結果を受けて、各地方公共団体に対して公立学校施設における木材利用の促進に関する通知文を発出（平成 30 年度、令和元年度）。

(2) 今後の取組

- ア 本調査結果を受けて、各地方公共団体に対して公立学校施設における木材利用の促進に関する通知文を発出**

- イ 引き続き木造校舎の整備や内装の木質化に対する国庫補助を実施**

- ウ 関係省庁と連携を図りながら、講習会等様々な機会をとらえて木材を活用した学校施設づくりを普及・啓発**